

平成 26 年度 第 1 回千葉県社会福祉審議会 老人福祉専門分科会開催結果

1 日時：平成 26 年 11 月 21 日(金) 13 時 30 分～15 時 00 分

2 場所：千葉県教育会館 608 会議室

3 出席委員：(15 名中 11 名出席)

赤田靖英委員、大坪紘子委員、大野トシ子委員、木俣 茂委員、境野みね子委員、
白戸章雄委員、田邊信行委員、土橋正彦委員、永田乙彦委員、野口渉子委員、
水野谷繁委員(五十音順)

4 会議次第

(1) 開会

(2) あいさつ 高齢者福祉課長

(3) 委員紹介

(4) 県幹部職員紹介

(5) 議題

①分科会長の選任及び会長代行の指名

②千葉県高齢者保健福祉計画について

③次期計画素案について

④意見交換

⑤その他

(6) 閉会

5 議事概要

①分科会長の選任及び会長代行の指名

田邊信行委員を分科会長に選出し、永田乙彦委員を会長代行に指名した。

議事録署名人に、境野委員及び野口委員を指名した。

「次期高齢者保健福祉計画について」を諮問事項とし、

②千葉県高齢者保健福祉計画について 資料 2 により説明

③次期計画素案について資料 3、資料 4 により説明

④意見交換

(委員) 資料 2-2 5. 福祉人材等の確保・定着対策の推進について

増えている感じはするが、どこが一番増えている人材か教えてほしい。ホームヘルパーからすると、在宅は居なくて困っている。減っている感じがしたが
増えているのはどの辺なのか。

(事務局) 前年度の数字だけしか押さえていない為、後日調整して回答する。

(委員) 資料 3 基本施策 I -1、生涯現役社会の実現に向けた環境整備の促進
について

生涯大学の卒業生を色々な地域に配置しようと思っている。コーディネーター養成の進捗状況を知りたい。

(事務局) 生涯大学校の卒業生、在校生の地域活動を推進する為、H25年度～生涯大学校の地域ごとに5大学あり、全てに計9名のコーディネーターを配置する。コーディネーターとは生涯大学校の卒業生で地域活動の支援に意欲を持った方を指定管理者が選定して配置する。昨年1年間の活動実績は、卒業生の地域活動をしたいという団体や、在校生でも地域活動したいまた地域から逆に生涯大学校の学生にお手伝いしてもらえないかという相談等も含め396件の活動実績がある。

(委員) 資料3 P4 基本施策Ⅱ-3、高齢期に向けた住まいの充実と安全・安心なまちづくりの促進 ②について

サービス付き高齢者向け住宅を安全な住まいとあって、増やしており、介護保険では在宅という事になっている。ケアマネジメントしているとヘルパーが10～11時で行きますとなっていて、その時間にケアマネジャーが行ってもヘルパー自体がいなくて本人が部屋で横になっていて、実績は10～11時になっている。殆どその時間にヘルパーは行っていない。時間の変更、やっているかやっていないかケアマネジャーは監視ができない状態になっていて介護保険法とそぐわない。職員が2人位で18人をみている所だと、いつ行っているのか分からなくて検査もできない状態である。今後どのような形で監査をしていくのか。増やすだけ増やして劣悪では困る。そんな中で安心なのか。

(事務局) 個別のサービス提供の問題については、素案P81介護サービスの質の確保・向上という事で、適正な監査を行っていく事を今後行う。サ高住については、実態がよく分からないのではないかと色々な所から言われている。素案P88利用実態について把握されていないという事がある。国交省が細部調査を行う。当面はその調査をみていく。その上で、県の方で特に必要があれば何らかの事を行っていく。ご指摘のありました事についても、これからも良くみていきたい。

(委員) サービス提供責任者の研修にサ高住の方が随分増えていて、どうしたらよいかという相談が多くあり、訪問介護を行ったか分からないのでは、監査や利用者にお金をもらう時に不正請求にならないかと、かなり困っている現状がある。

(委員) 資料 4 P95~96 高齢者の預貯金等の財産を狙った詐欺被害について

被害件数をみるとH21年7億円に対して、H25年21億円という事で額的に3倍になっている。具体的にどうやって防ぐかは難しい話である。これをしっかりやっていきましょうという計画でこれがあるのは評価したいが、もう少し具体的な分かりやすい表等を今後作っていただきたい。

例えば、被害状況をみると電話そのものは圧倒的に水木金に集中しているとか、土日に電話がかかってくる件数が少ないとか、千葉県警で把握しているとは思いますが防がれたものとしては誰が防いだのか。金融機関の職員が未然に防いだとか、警察関係者が未然に防いだとか、或はケアマネジャー、地域包括支援センターに持ち込まれてそこから防ぐことが出来たのか。それを見やすいパンフレット、リーフレット等を作って、市町村の方からも住民へ呼びかけに力を入れていただきたい。市で同じ質問をすると、やっているのはホームページでの呼びかけはある。しかし高齢者や一人暮らしの方々はインターネットを見ない。被害にあわないようにしっかりお願いできればと思う。

(事務局) オレオレ詐欺について県警本部で色々な事をやっている。インターネットの話もそうだがパンフレット類を作ったりしている。コールセンター事業として、受けるだけではなく、高齢者に県警の方から電話して、「お宅の地域でこんな事が発生しているので注意してください」という事業もやっている。老人クラブからも要望をいただいて、コールセンター事業に協力していただく話がある。

県警本部で今、老人クラブ連合会も含めて、社会福祉協議会、高齢者福祉課等の様々な団体が入って安全安心審議会を作って色々な取組をやっていきたいと思っている。

(委員) 資料 4 P84 ⑦生活支援サービスの充実について

新しい総合事業の中で、生活支援コーディネーターの位置づけは大事であるし、それをどうやって市町村の中で養成していくか、非常に頭を悩ましているところである。今後の予定や計画、研修等、誰を対象にして行うのか、現時点で予定しているものがあれば教えてほしい。

(事務局) 生活支援コーディネーターは、日常生活圏域に2人位ずつ配置できればと考えている。県下で圏域が200位あるので400人程度。来年度は日常生活圏域に1人の予定で、40人を集めた研修会を県内の各地区で5回開催し、その後にもまた200人分を行う。予算も関係するが、現在ではこの計画である。

(委員) P88 サービス付き高齢者向け住宅について

国が大きく推進しようとしているサービスで 24 時間訪問介護の定期巡回と、サ高住がある。サ高住は顕著に量を増やしている。高齢者の住宅、住まいをどう安定的に確保していくかに関わってくるので、計画の中でサ高住をもとに住宅を増やして供給するかは大事なところである。

困り込みのサービス事業所を使わないと、使った場合は家賃を割引とか、かなり困り込み的な所や過剰なサービスが横行している。ケアマネジャー、ヘルパー、提供責任者が悪いという事になりがち。その通りでもあるが、サ高住の中で行われているサービスの供給維持の問題がある。それに対して有料老人ホームやお泊りデイサービスのようなガイドラインがない。サ高住に対してのガイドラインを作ったらよいのではないか。

国交省がガイドライン的なものを作るかと思うが、どんな事業をしているのか分からないので、是非サ高住の実態調査等をお願いしたい。市町村で計画を作る時(予算取り)サ高住は介護保険サービスに整備数の形とかで載ってこないで、出てくる数字はヘルパーの供給量として出てきている。地域密着型サービスの利用兼ね合いや、住所地特例が適応になるので、住所地の保険給付を見ればすぐ分かるものが、住所地特例扱いになると、例えば市原市の人が船橋市のサ高住に入っていてお金は市原市が出す。市原市は見込みをどれ位に算定したらよいか読めなくなっている。サ高住の実態調査とサービスをしっかりやっていくという指導をお願いしたい。

(委員) 県内の老人クラブ連合会長事務担当者会議の場で県警の方から「電話を使って防止する為の活動を積極的にやりたいので、老人クラブの名簿が欲しい」という話があったが、名簿を提供するのは、例え警察でも大変怖い事であり、県の連合会全体としては、やろうという雰囲気はまだない。どれだけ電話で効果があるのか、詐欺にあわない通知、お知らせが行き届くかが一番のポイントであると思う。

社会情勢、福祉の関係も大きく変わっている中で「老人クラブに何が出来るのか、出来る事は何でもやる」という方向で話しをしていた。全 65 歳以上の家庭に配れるだけのピラを作ってくださいれば、老人クラブで配って電話の所に張ってもらう方が効果あるのでは。最も老人クラブの全会員は、高齢者の 1 割足らずであり、元気な人ばかりであるので、そうでない方達に騙されないように何とかして伝えてあげたい。

(委員) 資料 4 P88 O3 つ目 養護老人ホームについて

養護老人ホームが満床になっていないが、地域の方や民生委員等から情報を得て、環境上、経済的、虐待等の理由に対応したセーフティネットとしての重要な機能があるので、是非満床にさせていただけるようにと思う。また、施設としてサービスの抱え込み等、自分の所のデイサービスだけという事がないように、特定施設になっていれば訪問介護事業所が入っているので、そういう所も含めて監査なりチェックをしてほしい。

(事務局) 養護老人ホームの入所率は約 90%位で、このところは下がってきている。今年度夏頃にケアハウスの入所率や活用を調査し、有識者との検討会を開催した。意見としては、基本的には施設の周知が必要であるとの結論。市町村職員でも養護老人ホームの位置づけであるとか、こういう所もあるという事が意外と知られていない。県の方で市町村に対する周知や養護老人ホームを先進的な活用を行っている市町村の事例等、事例の収集をしながら情報発信していく。入所率の向上にむけた取組みを検討していく。

(委員) 資料 3 P5 基本施策Ⅱ-6 修学資金貸付けについて

修学資金の貸付けで、介護の養成校を卒業して、その方達が実際に介護施設へ就職されたのかというデータ等が分かれば教えてほしい。

(事務局) 介護福祉士養成校の卒業生の就職先の率として、H25年度の調査は、卒業生数が 382 人、福祉系就職者数 347 人、90.8%となっている。修学資金の関係は H28 年度までの財源は確保されており現状維持でやっていく。

(委員) 資料 3 P1 基本施策Ⅰ-1 ②について

農林水産業などの 1 次産業への参入を希望する定年既職者などに就業相談や農地確保の支援等を行いますとあるが、具体的なイメージとしてどのようなものか。実際に農耕作業をしたりするものか目標を掲げているが、働きかけを関係各課にしていく意味合いか。

(事務局) 現在も実施されている事業であり、資料 4、P59、O6 つ目に記載がある。1 次産業において実施しており、市が参入できる農地を確保し、就業相談を行い農業への参入を支援している。詳細は、担当課から後日説明する。

(委員) 資料 3 P3 基本施策Ⅱ-2 在宅医療の推進について

医療現場で開業医の後継者不足がひとつの社会問題化している。在宅医療と

いうと開業医の存在が大きいと思うが、施策のイメージがよく分からない。医療関係機関との連携を図るという意味合いか。

（事務局）開業医を増やすイメージではなく、普段から診ていただけるかかりつけ医を決め、先ずそちらに行くことをすすめ、かかりつけ医を中心に在宅医療を病院から診療所まで、機能分担し、かかりつけ医は在宅を支えていく所を上手くすすめていく。開業医を増やすのではなく、病院・診療所全体の中の機能分担をきちんとして、在宅を分担する所は専門性をもってやっていく。

（委員）かかりつけ医とは必ずしも開業医とイコールではなくて総合病院の医師も入るのか。

（事務局）総合病院に行くのではなく、先ず地元の慣れた先生のところに行く方向である。急性期等は大病院にかなり集中しているので、きちんと整備しないと本来の業務ができなくなる。急性期から診療所への役割分担をし、地元のかかりつけ医にかかっていた方向ですすめていく。

（委員）高齢者がますます今後増えて行くという事を考えると、財政がいくら潤沢であってもなかなか追いついていない。出来るだけお金のかからない方策を考えなければいけない。子育て支援もやっていけるのかと言われている。子育て社会、現役の方は一生懸命に汗水流しながら働いても、苦しい生活を余儀なくされている。子育て支援の方にもどんどんまわして頂きたい。

出来るだけお金のかからないやり方が、市町村によっては成功している例がいくつもある。成功事例をどんどん PR していく。情報を新聞社等にも提供していただいて、お金のかからないやり方を是非考えてもらいたい。